

軽減判定所得基準額の改正について

軽減判定所得基準額については、物価上昇(所得水準の全体的な上昇)の影響により、軽減を受けている世帯の範囲が相対的に縮小しないよう、政府が決定している。令和5年度は引き上げが必要と判断されたため、地方税法施行令の改正が予定されており、国民健康保険税の軽減対象となる総所得金額等の基準額が改正される見込みである。

1 改定の内容について

【総所得金額等の基準額の推移】

	7割軽減	5割軽減	2割軽減
令和3年度	43万円+10万円× (給与所得者等の数(※2)-1)以下	43万円+ 28.5万円×被 保険者数(※1)+10万円 × (給与所得者等の数 (※2)-1)	43万円+ 52万円×被保 険者数(※1)+10万円× (給与所得者等の数(※ 2)-1)
令和5年度 (案)	43万円+10万円× (給与所得者等の数(※2)-1)以下	43万円+ 29万円 ×被保 険者数(※1)+10万円× (給与所得者等の数(※ 2)-1)	43万円+ 53.5万円 ×被 保険者数(※1)+10万円 × (給与所得者等の数 (※2)-1)

※1 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行したものを含む。

※2 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)又は110万円超(65歳以上))を受ける者

【給与収入の場合の基準額】(この額未満ならば軽減に該当)

	R4 基準		R5 基準	
	5割軽減	2割軽減	5割軽減	2割軽減
3人世帯	1,952,000	2,960,000	1,972,000	3,024,000
1人世帯	1,265,000	1,500,000	1,270,000	1,515,000

※収入がある者は世帯に1名とする。

【軽減該当世帯数の状況】 ※R4.6の状況ベースで試算

	R4 基準	R5 基準	増減
5割軽減世帯	2,415	2,462	47
2割軽減世帯	2,157	2,224	67

これに伴い、税収は約314万円減となる見込みです。

(新たに2割軽減に該当することによるもの 約14万円、
2割軽減から5割軽減に変わることにによるもの 約300万円)

2 改正時期

前回と同様のスケジュールの場合、令和5年3月下旬の公布、令和5年4月1日からの施行が見込まれる。